

# 行政通知の読み方・使い方

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第5条第2項第1号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第2号に規定する総務大臣が定める要件を定める件」の公布について

(平成31年1月31日総行第18号総務省自治行政局行政課長通知)

解説・福島 雅博  
(総務省自治行政局行政課  
行政第三係長)

## 1 はじめに

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令(平成30年政令第347号。以下「平成31年施行改正令」という。)は、平成30年12月21日に公布され、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。)の効力発生の日(平成31年2月1日)から施行することとされた。

平成31年施行改正令は、日欧協定を実施するため、都道府県及び指定都市(以下「特定地方公共団体」という。)又は中核市における

る特定役務及び適用範囲の整備、中核市の締結する特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限等について、所要の規定の整備を行ったものである。

また、日欧協定を実施するため、特定地方公共団体又は中核市の経営する鉄道事業又は軌道事業における運行上の安全に関連する調達契約の取扱いについて、所要の規定を整備した地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令(平成30年政令第353号)は、平成30年12月27日に公布され、日欧協定の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過した日

(令和2年2月2日)から施行することとされた。

今回は、2つの改正政令のうち平成31年施行改正令における中核市の締結する特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格に関する要件の制限等について発出された「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第5条第2項第1号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第2号に規定する総務大臣が定める要件を定める件」の公布について(通知)(平成31年1月31日総行第18号)(以下「本通知」という。)を説明することとしたい。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の意見にとどまるものであることをあらかじめお断りしておきたい。

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

## 2 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令について

### (1) 趣旨

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「地方特例政令」という。）は、1994年4月15日にモロッコのマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日にスイスのジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）、日欧協定その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めたものである。

### (2) 地方特例政令の適用範囲

特定地方公共団体又は中核市が締結する調達契約のうち、その予定価格が総務大臣の定

める区分に応じ総務大臣の定める額以上のものについて適用される（地方特例政令第3条第1項）。また、地方特例政令の規定が適用される調達契約を特定調達契約という（地方特例政令第4条）。

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件（平成30年1月22日総務省告示第22号）

区 分	額
物品等の調達契約	3000万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	22億9000万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億2000万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	3000万円

※地方特例政令第2条第3号

物品等・動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラムをいう。

※地方特例政令第2条第4号

特定役務…次のイ又はロに掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める役務をいう。

イ 特定地方公共団体 改正協定の附属書I 日本国の付表5に掲げるサービス若しくは同附属書I 日本国の付表6に掲げる建設サービス又は日欧協定の附属書10第2編第B節5（b）に掲げるサービスに係る役務

ロ 地方自治法第252条の22第1項の中核市 改正協定の附属書I 日本国の付表5に掲げるサービスに係る役務

### (3) 主な地方特例政令規定事項

地方特例政令における主な規定事項は、以下のとおりであり、自治令の特例が規定されている。

① 一般競争入札又は指名競争入札の参加者資格に関する公示を年度ごとに行うこと（地方特例政令第4条／自治令第167条の5第2項、第167条の11第3項の特例）

② 一般競争入札の参加者の資格につき事業所の所在地要件を適用しないこと（地方特例政令第5条／自治令第167条の5の2の特例）

③ 一般競争入札の公告事項及び指名競争

入札の公示事項を定めること（地方特例

ある。

政令第6条、第7条／自治令第167条の6、第167条の12第2項、第3項の特例）

④ 一般競争入札等の参加者に入札説明書を交付すること（地方特例政令第8条／自治令規定なし）

⑤ 一般競争入札等に最低制限価格制度を適用しないこと（地方特例政令第9条／自治令第167条の10第2項、第167条の13の特例）

⑥ 一度の競争入札により、複数の者を落札者とすることができること（地方特例政令第10条／自治令規定なし）

⑦ 随意契約の事由をより限定すること（地方特例政令第11条／自治令第167条の2第1項、第4項の特例）

⑧ 一般競争入札等による落札者又は随意契約の相手方の公示を行うこと（地方特例政令第12条／自治令規定なし）

#### （4）財務規則で定める主な事項

地方特例政令第14条において、地方特例政令に規定するものを除くほか、特定調達契約について必要な事項は、特定地方公共団体又は中核市の規則で定めることとされており、財務規則で定める主な事項は以下のとおりで

① 一般競争入札の公告は、当該入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に都道府県（市）報によりしなければならないこと。ただし、急を要する場合は、公告から入札期日までの期間を10日まで短縮できること。

② 一般競争入札の公告又は指名競争入札の公示においては、次の事項を英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。

・ 調達をする物品等又は役務の名称及び数量

・ 入札期日

・ 公告又は公示に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称

③ 地方特例政令第8条に規定する規則で定める次の事項を記載すること。

・ 一般競争入札の公告事項又は指名競争入札の公示事項

・ 調達をする物品等又は役務の仕様その他の明細

・ 開札に立ち会う者に関する事項

・ 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

・ 契約の手続において使用する言語

・ その他必要な事項

④ 一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定したとき又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、都道府県（市）報により、地方特例政令第12条の公示をしなければならないこと。

⑤ ④の公示においては、次の事項を記載するものとする。

・ 落札者又は随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

・ 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

・ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

・ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所

・ 落札金額又は随意契約に係る契約金額

・ 契約の相手方を決定した手続

・ 一般競争入札等によることとした場合の告示又は公示を行った日

・ 随意契約による場合はその理由

・ その他必要な事項

### 3 日欧協定の概要について

本通知を発出するに至った日欧協定については、政府により平成25年4月以来、欧州連

合との間で協定の締結交渉を行い、その結果、平成30年7月に署名が行われ、同年12月に日本と欧州連合双方における協定発効のための国内手続が完了し、平成31年2月1日に発効している。

日欧協定は、日本と欧州連合との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、政府調達、競争政策、知的財産、中小企業等の幅広い分野での枠組みを構築するものである。

日欧協定においては、第10章が政府調達章となっている。日本と欧州連合はともに改正協定の加盟国・地域であることから改正協定においてそれぞれが約束している調達機関や物品・サービス等を基本としつつ、日本と欧州連合の供給者の政府調達市場への参加を促進するため、双方が市場アクセスの改善を実現した。

本通知との関係では、中核市の一般競争入札による一定基準額以上の調達（建設サービスを除く）に限り、これまでどおり入札参加者の事業所の所在地を資格要件として定めることを可能としつつ、欧州連合の供給者も参加できるようにし、協定等の現行の国際協定とは異なる特別なルールを適用することとされたので、次により通知の具体的な説明をする。

#### 4 地方特例政令第5条と本通知について

##### (1) 地方特例政令第5条 (一般競争入札の参加資格に関する要件の制限等) に ilişkin

地方特例政令第5条は、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格（地域要件）について規定している。

同条第1項においては、一般競争入札の参加資格として、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格（地域要件）を定めることができることとする自治令第167条の5の2の規定の特例として、特定地方公共団体の長は、特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格として地域要件を定めることができなことを定めている。

これは、協定において、特定地方公共団体には、協定の適用対象の調達について、締約国の産品・サービス及び供給者に対し無差別待遇を原則としていることによる。

同条第2項においては、同条第1項と異なり、中核市の長は、特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格として地域要件を定めた

場合には、欧州連合の供給者が地域要件を満たすかどうかにかかわらず、欧州連合の供給者は地域要件を満たす者として取り扱わなければならないとされている。

これは、日欧協定附属書10第2編第B節2において、中核市による調達について、「欧州連合の供給者は、現地で設立された供給者に与えられる待遇よりも不利でない待遇（中略）を与えられる」こと（無差別待遇原則）が定められることによる。

また、同節2に関する注釈（f）（以下「注釈（f）」という。）において「この2の規定は、日本国の中核市が現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画を策定することを妨げるものではない。」と規定されていることを踏まえ、本条に第2項第1号及び第2号が設けられ、中核市の長が現地の中小企業による一般競争入札の参加を奨励する措置を講じた場合の取扱い（例外措置）が規定された。

注釈（f）は、単に「現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画」を中核市が策定することを許容しているものではなく、中核市の長が、現地の中小企業による一般競争入札への参加を奨励する具体的な措置として、自治令の規定に基づく種々の入札参加資格の設定（制限）等を行

うことも許容されるものである。そして、注釈（f）に基づく現地の中小企業による一般競争入札への参加を奨励する措置を講ずることの帰結として、地域要件を満たさない欧州連合の供給者を他の「現地で設立された供給者」以外の供給者と同様に、地域要件を満たす者として取り扱わなくても、同節2の無差別待遇原則に抵触するものではないとされた。

## （2）地方特例政令第5条第2項第1号及び第2号について

前述を踏まえ、本条第2項第1号では、自治令第167条の5第1項の規定により当該入札に参加する者の経営の規模に関する必要な資格（経営規模要件）を定めた場合には、注釈（f）の中小企業が当該資格を有する者に含まれる場合として総務大臣が定める場合に該当することを要件として定め、また、本条第2項第2号では、自治令第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により当該入札に参加する者に必要な資格を定めた理由及び当該資格の内容が、注釈（f）の規定の適用のための要件として総務大臣が定める要件に適合することを要件として定めている。

これにより、本条第2項第1号及び第2号のいずれにも該当する場合は、中核市の長が

特定調達契約に係る一般競争入札を行う際に地域要件を設定した場合であっても、欧州連合の供給者が地域要件を満たすかどうかにかかわらず、地域要件を満たす者として取り扱う措置の対象外とすることができるとされた。

## （3）本通知の内容

本通知の内容については、地方特例政令第5条第2項第1号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第2号に規定する総務大臣が定める要件を定める件についての告示の留意点を通じたものである。

まず、告示1においては、地方特例政令第5条第2項第1号に規定する総務大臣が定める場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる中小企業者の範囲を基本として中核市の方針・計画（注釈（f）に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に当たるものをいう。以下同じ。）により定められた中小企業（以下「中核市が定める中小企業」という。）が自治令第167条の5第1項の経営の規模に関する必要な資格を有する者に含まれる場合とするとしている。

本告示1における中核市が定める中小企業については、中小企業に関する施策の基本法

である中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者の範囲を基本として、各中核市が地域の実情に応じて方針・計画に定める必要があるが、当該中小企業の範囲が同項に掲げる中小企業者の範囲と異なる場合には、その客観性の確保について十分留意することとしている。

次に、告示2では、地方特例政令第5条第2項第2号に規定する総務大臣が定める要件として次のとおり定められている。

イ 自治令第167条の4、第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により必要な資格を定めた理由については、中核市が定める中小企業による調達手続への参加を奨励するためのものであること。

ロ 当該資格の内容については、中核市が定める中小企業の事業所の所在地が当該中核市又は当該中核市及びその周辺地域であること。

ハ イ及びロに掲げる事項が中核市の方針・計画により明示されているものであること。

本告示2のロに定める事業所については、その詳細な定義（本店、支店、営業所等）を各中核市において定めることは差し支えないこととしており、中核市の方針・計画を新た

に策定する場合にあっては、別紙の計画(例)のような内容が考えられるとして示されている。

この場合において、当該方針・計画を策定した場合には、これを公表するとともに、中核市が行う調達において当該方針・計画を適用する場合には、当該調達に係る入札公告等においてその旨を明示し、また、既に中核市が定めている中小企業振興計画や官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づき方針その他契約・入札に関する規程等において、本告示に定める各要件が明記されている場合には、これらの計画等をもって中核市の方針・計画とすることができるものとしている。

## 5 おわりに

地方公共団体における地方特例政令に基づく特定調達契約は、国際約束を実施するために重要な取扱いである。特定地方公共団体及び中核市におかれましては、引き続き適切な運用をお願いしたい。

### 注

(1) 中核市については一定の場合、例外規定あり。

(2) 「現地で設立された供給者」とは、同節2の規定に関する注釈(b)において、「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定に従って事業所の所在地に關して資格を有する供給者」をいうものときられている。

(3) 後掲の本通知参照。

### 通知

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第五条第二項第一号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第二号に規定する総務大臣が定める要件を定める件」(平成31年総務省告示第34号)は、本日公布され、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。)の効力発生の日(平成31年2月1日)から施行することとされました。

(平成31年1月31日総行第18号、各都道府県総務部長宛 総務省自治行政局行政課長通知)

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第五条第二項第一号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第二号に規定する総務大臣が定める要件を定める件」(平成31年総務省告示第34号)は、本日公布され、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(以下「日欧協定」という。)の効力発生の日(平成31年2月1日)から施行することとされました。

### 記

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、日欧協定の趣旨を踏まえ適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の中核市に対してこの旨周知願います。なお、各中核市に対して地域の元氣創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1 本告示一における中核市が定める中小企業については、中小企業に関する施策の基本法である中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業者の範囲を基本として、各中核市が地域の実情に応じて方針・計画に定める必要があるが、当該中小企業の範囲が同項に掲げる中小企業者の範囲と異なる場合には、その客観性の確保について十分留意すること。

2 本告示二の口に定める事業所については、その詳細な定義(本店、支店、営業所等)を各中核市において定めることは差し支えないこと。

3 本告示に定める中核市の方針・計画を新たに策定する場合にあっては、別紙の計画(例)のような内容が考えられるものであること。

この場合において、当該方針・計画を策定した場合には、これを公表するとともに、中核市が行う調達において当該方針・計画を適用する場合には、当該調達に係る入札公告等においてその旨を明示すること。

また、既に中核市が定めている中小企業振興計画や官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)に基づく方針その他契約・入札に関する規程等において、本告示に定める各要件が明記されている場合には、これらの計画等をもって中核市の方針・計画とすることができるとのこと。

(別紙)

〇〇市地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画(例)

1 本計画の性格

本計画は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B

節2の規定に関する注釈(f)に規定する、

現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当するものである。

2 本計画の目的

本計画は、本市が行う地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札において、中小企業による調達手続への参加を奨励することにより、地域の中小企業の受注機会の増大に努め、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

3 中小企業の範囲

本計画における中小企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者とする。

4 中小企業による調達手続への参加の奨励

本市は、2の目的を達成するため、透明かつ公正な競争の確保及び予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業による調達手続への参加を奨励するものとする。

5 中小企業の事業所の所在地

本計画の対象となる中小企業は、本市内に事業所を有するものとする。

※入札公告等における明示の例

入札公告

(中略)

〇 競争入札に参加する者に必要な資格

(中略)

〇 本入札においては、競争入札に参加する者に必要な資格に関して、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈(f)に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に該当する「〇〇市地域の中小企業による調達手続への参加の奨励に関する計画」を適用する。

〇平成三十一年一月三十一日総務省告示第三十四号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第372号)第五節第二項第一号及び第二号の規定に基づき、同項第一号に規定する総務大臣が定める場合及び同項第二号に規定する総務大臣が定める要件を次のように定め、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行する。

平成三十一年一月三十一日

総務大臣 石田 真敏

- 一 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）第五条第二項第一号に規定する総務大臣が定める場合は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に掲げる中小企業者の範囲を基本として地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の方針・計画（経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節2の規定に関する注釈（f））に規定する現地の中小企業による調達手続への参加を奨励するための政策上の計画に当たるものをいう。以下同じ。）により定められた中小企業（以下「中核市が定める中小企業」という。）が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の経営の規模に関する必要な資格を有する者に含まれる場合とする。
- 二 特例政令第五条第二項第二号に規定する総務大臣が定める要件は、次のとおりとする。
- イ 地方自治法施行令第六十七条の四、第六十七条の五第一項及び第六十七条の五の二の規定により必要

な資格を定めた理由については、中核市が定める中小企業による調達手続への参加を奨励するためのものであること。

ロ 当該資格の内容については、中核市が定める中小企業の事業所の所在地が当該中核市又は当該中核市及びその周辺地域であること。

ハ イ及びロに掲げる事項が中核市の方針・計画により明示されているものであること。

